

富士市農業委員会告示第32号

農地法第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により削除されることとなったため、農地法施行規則第18条の規定に基づき告示した富士市における別段の面積を廃止する。

令和5年 3月27日

富士市農業委員会  
会長 渡邊 萬里

1. 農地法施行規則第17条第1項による区域

当該区域に含まれる範囲	農地法第3条第2項第5号の 農業委員会が定める別段の面積
市内全域	30a

2. 廃止時期

この規則は、令和5年4月1日より廃止する。